

蓬田村総合事業通所型サービス サービスコード表

変更

廃止

新設

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位
種類	項目					
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割			59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割			119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	-4	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	-4	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480	1月につき
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠⅠ	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の111/1000 加算		
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡⅠ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の120/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠⅠ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の109/1000 加算		
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡⅠ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の118/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算ⅢⅠ		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の99/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅠ		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の83/1000 加算		
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡⅡ	利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の117/1000 加算		
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡⅢ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の127/1000 加算		
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡⅡ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の115/1000 加算		
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡⅢ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の125/1000 加算		
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算ⅢⅡⅡ		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の105/1000 加算		
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算ⅣⅡⅡ		(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の89/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目						
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超				41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超				83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位
種類	項目						
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		313	

- ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
- ※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。
- ※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能とする。